

所得税と農村・農家經濟

——栃木縣那須郡親園村の調査——

井 上 龍 夫

はしがき

昭和三年一月下旬、所得税の確定申告通知を見て農民はことの意外におどろいた。民主的な納税制度として昭和二年から實施された豫算申告納税制度の下において、昨春彼らは向う一年間の所得額を見積もり、それに基づいて所得税額を計算し、既に六月、八月、一〇月と三期分を納めて来た(註一)。今度は第四期分である。ここで過去一年間の實際所得額を計算し、之に基づいて改めて所得税額を算出し從來の納税分を差引いてその差額を第四期分として一月末までに納めなければならないことになっている。多くの農民は確定申告と言つたところで、豫算申告の時と同じような額を納めればよいだらう位にたかをくくつていた。ところが案に相違して、その申告所得額の算出基準が税務署から豫め指示され、又その額が彼らの考えていたところとは桁はずれに大きい

である。例えば水田よりの所得額反當り二、九〇〇圓、普通畑三、八〇〇圓、蔬菜畑一五、〇〇〇圓、干草畑八、〇〇〇圓(栃木縣河内郡被山村の例)等の基準により各農家の所得額を計算し所定の連算表により税額を確定し納税しなさいと云う達旨である。この計算によれば、田八反、畑二反を耕作し扶養家族三人を擁する農家は七、〇六五圓を納入せねばならない勘定となる(註二)。

「農村は好景氣だと言われるが、それもどうやら底が見えて來た、今年は供米では殊の外いためつけられた、その上この税では正に泣き面に蜂だ。農民はこう考えた。そして反税抗争をおこして税務署におしかけた。到るところで不當所得税反對のデモが見受けられた。又、折納解納期に際しこた／＼していた農業會では納税のための貯金拂出し殺到で、取付けに瀕した村々もある。

この所得税問題は三月中旬の更正決定通知により一層紛糾した。こうした税務署の一方的措置では從來の査定方法と少しも變

らないではないか、豫算申告、自主申告の民主的意味はどこにあるかと論者は言う。三月一六日供米一〇〇を完達した農民は「この不當なる所得税は將來の供出意欲、否、農民の勤勞意欲をはずみ、インフレを促進するものである」と斷固反對を叫ぶ。こうして問題をおこした昭和二二年度の農家所得税の實相はどうか。

本稿は栃木縣那須郡親園村におけるその調査報告である。所得税を中心として農家經濟の實狀に若干ふれたいと思う。

(註一) 所得税法施行規則第三四條によれば、その年間の所得金額の一〇分の七以上が一〇月以降に生ずるような農家所得の場合には、四月、七月、一〇月の豫定申告書の提出も不要であり、翌年一月に一括して申告し納税することになっている。

(註二) 基礎控除は四、八〇〇圓であり、扶養家族一人に付き

課税所得金額		税率	控除額
以上	以下		
円	円	%	円
10,001	10,000	20	500
15,001	15,000	25	1,250
20,001	20,000	30	2,250
30,001	30,000	35	3,750
40,001	40,000	40	5,750
50,001	50,000	45	8,250
60,001	60,000	50	13,150
70,001	70,000	57	19,450
80,001	80,000	64	24,250
90,001	90,000	68	30,250
100,001	100,000	72	38,250
110,001	110,000	76	48,250
120,001	120,000	80	54,250
130,001	130,000	82	64,250
140,001	140,000	84	74,250
150,001	150,000	85	84,250

税額三六〇圓が控除される。税率は上表のとおりである。

一、調査要項

(1) 所得税を中心として農家經濟を調査せんとする以上農家所得の調査が前提とならう。しかし平常時でさえ農耕部面と家計部面との不分離、或は生産部門の多様性等のために所得のつかみがたいたが農家經濟であるに加えて、今日、農産物、經營用品、家計用品の購買、購買、物交と云うように、それ自體把握しがたいことに特徴をもつ部面が加わっている實狀では、農家所得を正しく調査することは殆ど不可能に近い。そこで、本調査では農家經濟の内部に立ち入つて農家粗収入と經營費とを調査し、農家所得を求めると云うような詳しい調査をせず、容易に而もかなり確實に把握できる現金収入、主として供出金額をとり、之に推定による間収入をも加算し、これらと所得税とを對比した。皮相的ではあるが、それでも所得税の農家經濟においてしめる比重、従つてその農家經濟に及ぼす影響を知ることではきよう。

(2) 本調査は次の二つの視點からなされた。一は、村全體について総合的に農村經濟と所得税との関連をみる。二は、この村の一小部落一四戸の農家について階層別(耕地面積の廣狭による)に農家間の比較を試みることである。

調査村は栃木縣那須郡親園村。この村は宇都宮市より東北本線で約一時間、野崎驛で降車して東北に約七軒ほど歩いた所にある。那須郡の畑作地帯にはめずらしい田所である。水田面積八五

七町、畑面積二六九町。

調査部落は同村大字親園小字仲町である。村の事情については村役場、農業會、郵便局において必要事項を原簿より書きとり或はそれぞれの幹部連より聴取し、部落農家については部落實行組合長及び各農家につき聴取調査した。

調査時期は昭和二年三月中旬である。

(註) 筆者は農林省「農家經濟調査」の簿記を記帳している一農家より現金日記帳を借りうけて、終戦後の經濟狀態を調べたことがあるが、闇賣買については、記帳能力のある位の農家は又きわめて巧妙に之をいんべいする仕方をも知つてゐることに気付いたのであつた。正直に記入せよと言つたところで、やはりお役所に差し出すとなれば制約されざるを得ないのであらう。

簿記々帳農家でさえこんな場合であるから、今日の農家の實狀を説く、正確につかむことはきわめて困難である。

(備考) 調査にさいしては同村の植木新君に一方ならぬおせわにあずかつた。又農業會の平山氏、部落の岡氏も調査に協力して下さつた。感謝してやまない。

二、村の概況

親園村の概況を簡単に、昭和二年夏のセンサスにより窺うこととする。

(1) 農家

所得税と農村・農家經濟

農家数は六三三戸。その經營地面積廣狹別農家数は第二表のとおりである。

この表をみると、この村の農家の經營地面積は相當大きい。全農家數六三三戸中、一町未満の農家は二六％、一―二町農家は三〇％、二―三町農家は三一％、三―五町農家は一三％をしめ、一戸當り平均經營地面積は田一町三反八畝、畑四反三畝となる。

第2表 經營地面積廣狹別農家數

經營地面積	面積					計
	一町未満	一町―二町	二町―三町	三町―五町	五町以上	
農家數	三	四	一	〇	〇	八
農業別						
専業	三	四	一	〇	〇	八
兼業	〇	〇	〇	〇	〇	〇
農業別						
自給	三	四	一	〇	〇	八
他作	〇	〇	〇	〇	〇	〇
農業別						
稻	三	四	一	〇	〇	八
其他	〇	〇	〇	〇	〇	〇

* 農産物の八割以上を自家消費する農家。

** 稻作収入が農業収入の四割以上をしめる農家。

*** 七月の内課は麥作収入三戸、蔬菜収入三戸、果樹収入一戸である。

専業農別にみれば總農家數は六八％が専業である。二〇一戸の兼業農家中第一種兼業農家は一四〇戸、第二種兼業農家は六一戸である。又兼業農家中源泉課税をうける「賃労働者職員たるも

の」の方が一二五戸で、營業者は七六戸、就中第二種營業中の營業者は一四戸にすぎない(註二)。

農家の八〇%は稲作収入によるものであり、飯米農家は二〇%である。ついでに自小作農別にみれば、自作及び自小作農よりも自小作及び小作農の方が多く(五七%)、零細規模においてのみならず一三町層においても前者一五三戸に對し、後者は二二六戸と多く、調われる所の階級分化は進んでいない。

大家畜は牛六六頭、馬四八五頭で、一一・五町層においては八〇戸に對し七〇頭で一戸一頭にやゝ足りないが、一町五反以上の農家には少くも一頭は入っている。畜力用犁は六四三丁あるから畜力利用もかなり盛であることが窺われる。原動機は電動機一七三臺、石油發動機四八臺で合計して三戸一臺の割合、脱穀機は二六四臺(五戸に二臺の割合)、穀搗機は一・九臺(五戸に一臺の割合)入っている(註三)。

(註二) 農家所得税の中には營業による營業所得税も含まれるが、この村では營業者はこの數字の程に少いから、これを無視しても差支ないであろう。

(註三) この村の買取と云ふ部落には共同加工場があり、脱穀機、穀搗機、精米機、製粉機はもちろん製穀機、搾油機をも共同購入して村民の利用に供している。この共同加工事業は大正一三年にはじめられ、組合費をとることもなく利益配當をすることもなく、一臺毎に原價が同收されれば次の機械を導入すると云うようにして進み、今日では石鹼、ボマーードま

でつくつてゐる。加工部面の共同であるが、例えば搾油の問題から密着の水田裏作利用へ、或は油粕の煙草作利用へと云うように、遂に生産部面へも影響を及ぼしつつある。

(2) 土地状況

次に土地についてみるに次表の如く、田畑共に自作地、小作地略相半ばする。

第3表 土地状況

林	地	耕	所有地		計
			借入地		
野	計	水田	一〇・〇町	三・三町	一三・三町
		一毛作田	三・七八	三・八六	七・六四
		二毛作田	四・七八	四・九	九・七七
		小計	一四・三	一二・九	二六・二
野	計	田	五八・〇	五八・八	一一六・八
		地	三〇・一	三・三	三三・四

全耕地中、田は七六%、畑は二四%をしめる。林野は三四二町で、林野の少いことがこの村の缺陷で堆肥のための落葉、燃料用の薪やたばこは他町村より相當購入しなければならぬ。従つてこのための物交はかなりあるように見られる。二毛作田と云つても緑肥田が主で、麥作田は一二%程度にすぎない。最近燕鷺、キヤベツが普及しはじめてゐる。

この耕地における各種作物の作付面積は第四表のとおりであ

る。

第4表 作物別作付面積

	田	畑	計
	町	町	町
水陸大小馬	826.7	0.1	826.7
稻	0.1	14.9	15.0
麥	78.4	4.6	83.0
麥	9.1	135.3	144.4
麥	12.1	19.2	31.3
甘玉大そ大	0.1	27.6	27.7
甘玉大そ大	0.4	24.0	24.4
甘玉大そ大	0.3	26.9	27.2
甘玉大そ大	0.1	10.8	10.9
甘玉大そ大	-	13.2	13.2
甘玉大そ大	-	39.0	39.0
甘玉大そ大	-	27.7	27.7
甘玉大そ大	2.1	33.4	35.5
計	929.4	376.6	1,306.0

即ち、作付面積中水稲は六三%、麥類一七%で大部分をしめる。甘藷、馬鈴薯等畑作物は若干供出する以外は自給程度である。煙草が二八町作られていることは注意を要する。

三、村の經濟と所得稅

以上見て來たような農家と耕地とを有する村の農産物販賣價額は、その位であらうか。

(1) この村の昭和二十二年三月以降二十三年二月に至る一年間の農産物供出數量及び價額は第五表のとおりである。即ち總計二、四四五圓が正規のルートによるこの村の現金粗收入で、之は農家一

所得稅と農村・農家經濟

第5表 品目別供出量及價額

品目	數量	價額
米*	26,135	19,751,344
麥	545	189,019
麥	699	320,761
麥	240	106,194
麥	2,310	300,746
甘玉大そ大	2,698	328,895
甘玉大そ大	46	18,384
甘玉大そ大	664	285,480
甘玉大そ大	8	2,449
甘玉大そ大	6	3,895
甘玉大そ大	-	35,801
甘玉大そ大	-	3,000,000
甘玉大そ大	-	109,581
計	-	24,452,549

* 米の價額中には早揚米獎勵金 (3,454,563円) を含む。
 ** 煙草は専賣局の出張所に問合せたが、正確な數字は分らなかった。最小の數字であると言ふ。

戸當り平均で三九、二五〇圓、耕地一反步當二、一七〇圓にあたる。この中、米の供出價額は八一%をしめる。反當供出量は三・二俵、反當價額は二、三九〇圓である。田畑合せての耕地反當價額より水田一反當價額の方が多いの、畑作物が供出のルートに乗らないためであり、これは一般農村特に畑の多い農村に見られるように畑作物を問賣するためではなくて自給にあてているためである。従つて後で見えるように稅務署が水田所得額よりも畑所得額を多く評價したのはこの村では妥當でない。

米について金額の大きいものは煙草で、面積においては二八町で總作付面積の二%にすぎないが、價額では一二%をしめる。

麥類は飼料として保有される部分多く、供出數量も輕く價額に

して二・五%にすぎず、甘藷馬鈴薯も同様で合計して二・六%程度である。従つてこの村の正規の販賣額は主として米と煙草によつて構成されるとみてよい、もつとも稲作農家は六〇七戸で全農家数の九七%をしめるが、煙草作農家は二九二戸で四七%である。

次に間販賣による収入を推測してみよう。村の人々は「この村では畑作物の間はしようもありません」と言う。蔬菜類が若干あるではあるが、ネグリジブルなのでここでは米のみをみることにする。

この村の水田は土質も悪く、湧水によつて灌漑しているため秋落の現象もあり、平均して反當五俵半と言われるからこれで以て米の賣收量を推定すると四五・四六九俵(陸稻は反三俵)となる。農家保有量は農家人口四、四三八人であるから一人三俵の飯米を保有するとして一三、三三四俵、種籾が反當玄米三升として六三一俵で合計一三、九四五俵となる。従つて總收穫高は四五、四六九俵は供出地に五八%、保有米に三二%があてられ、残りの一四%、五、三八九俵が物交、間賣、労働報酬用、譲渡等にまわるものと推定される。この量の中、假りに三、〇〇〇俵(一月平均五俵)が間賣されるとすれば一俵五、〇〇〇圓として、一五〇〇萬圓の現金収入となる、これは前記供出總價額の六一%にあたる。

この米の間収入をも合せれば、この村の現金租収入は三、九四五萬圓となり、農家一戸當り六三、三二六圓、耕地反當り三、五〇〇圓の収入をあげることになる。

(2) ついでに農業會の貯金状況を調べるに第六表のとおりであ

第6表 農業會貯金状況

年	月	貯金額(A)	拂出額(B)	残高	月間差額(A-B)
昭和22年	2月	円—	円—	6,263,012	円—
	3月	170,182	939,021	5,494,173	- 768,839
	4月	270,689	1,009,592	4,755,270	- 738,903
	5月	283,915	651,247	4,387,938	- 367,332
	6月	198,257	384,728	4,201,467	- 186,471
	7月	457,931	518,282	4,141,116	- 61,351
	8月	1,069,619	855,504	4,325,231	+ 184,115
	9月	733,005	701,734	4,356,502	+ 31,271
	10月	3,562,559	1,067,025	6,852,036	+ 2,495,534
	11月	3,155,840	1,913,381	8,094,495	+ 1,242,459
	12月	5,520,571	2,976,097	10,638,969	+ 2,544,474
昭和23年	1月	9,426,031	9,207,981	10,857,049	+ 218,080
	2月	719,798	2,522,613	9,054,204	- 1,802,815
月	平均	2,130,699	1,898,100	-	232,599

周知のように農産物の供出金額はすべて貯金振替になるから、この表をみれば農家のノルマルな所得形成の季節變動がよく分

る。

る。

貯金額は麥、馬鈴薯の供出代金の入る八月に一時高まるが九月下り、米の供出時期である一〇月から急激に増加し、翌年一月には一ヶ月間だけで年間平均額の四・四倍に増加する。之に伴つて拂出額も一〇月以降は著しい。金の入るのを待つて引出すのである。一〇月から二月に至る三ヶ月間に貯金額の四八%が引出されている。昭和二三年一月は所得税と舊曆歳末をひかえての歳越の準備のため年間平均の四・九倍の金額が拂出されている。結局、一〇月以降二月に至る五ヶ月間に貯金額の實に七九%が拂出されていることになる。これは農家がそれ程に現金の必要せまられているのか、それとも價值の下落を慮つて換物するのか、所謂節約貯金をするのか分らないが、いづれにしても、一年の中数ヶ月の間に一時に山をなして入つて来る金の八〇%近くがその間に引出されるようでは、農家の年間資金計畫は立ちようもないのであつて、ここに多額の税が一層多額として農家にショックを与える理由があるように考えられる。

更にこの貯金状況より所謂「農村景氣」の凋落の兆を看取しうるのである。即ち昨年二月の残高に比し本年二月の残高は二七九萬圓多いが、これを日銀開物價指數(昭和二〇年九月基準)でデフレートして實質的購買力をみるに、昨年二月末は(6203.012)二一、九七六圓であるに對し、本年二月末は(5290.204)二一、五、六三八圓となり、却つて二九%の減少を示す。而も表の第四

欄から分るように、二月から七月までは拂出額の方が貯金額よりも多いからこの調子で行くと本年七月頃には農業會貯金は底を掘き、農家の資金難が豫想されるのである。税金が過重にひびいた農家の心理には、かような景氣衰頹に對する不安の念も織りなしていることは見のがされない。

(3) 次に所得税の方を見よう。この村の所得税徴收豫定額と實際の納税額とを管轄の稅務署に問合せたところ、總計はまだ算出していないとのことであるから、止むなく第四期所得税を取扱つた農業會と村の郵便局での調査より推計することとした。肝腎の點が粗雑であるのは遺憾であるが、大過はないものと思う。

農業會における所得税取扱額は五、一八一、八一五圓、郵便局取扱額は九六六、九六七圓であるから合計六、一四八、七八二圓となる。これは第四期の實際納入額であり、三月に入つて更正決定され、追徴をうけた税額は二〇〇萬圓程度である。之に第三期までの納税額が五、六〇萬圓と見なされているから、總計してこの村の所得税總額は八六〇萬圓を下るまいと推測される。村の幹部連も大體九百萬圓とふんでいる。

八六〇萬圓と推定すれば一戸當り税額は一三、八〇〇圓、耕地一皮當り税額は七六〇圓見當となる。

この所得税額の前記供出總價額に對する割合は三五%となり、開收人をも加えた現金粗收入に對する割合は二二%である。一つの村の現金收入の四分の一近くが所得税として國庫に納入されるわけであるから、所得税額は相當大きく、農家の控稅能力の耐え

得るところであるか否かは疑わしいと考えられる。

(因に經濟安定本部の推算によれば昭和二二年度の我國國民所得は八、九三六億圓で、租税収入は本課算、追加課算を合せて一、三三二億となつてゐるから所得に對する租税の割合は一五%となる。)

ついでに縣稅及び村稅を調べたところ、總計九二四、〇四四圓(內縣稅五一〇、八四〇圓、村稅四一三、二〇四圓)であり、之は供出總額の四%にあたる。この中、縣民稅村民稅が三三%、地租一六%、不動産取得稅が一〇%をしめる。栃木縣では牛馬稅一〇五圓、原動機稅六〇圓、荷車稅四〇圓、リヤカー稅四〇圓が徴收されている。

更に間接稅について農家の人々は言う。緩價物資として餘りありがたくないう酒を次から次へと相ついで買わされるが、その値段の八割は税と云うから之も相當大きいと。

こうして農村では農産物を供出して得た金の四〇%程度が今度、は税金として再供出されるのである。

四、農家經濟と所得税

次に各農家についてみよう。

(1) 調査農家は親國村大字親國小字仲町の一四戸の農家であつて、耕地面積大小別にみれば

- 一町未満 五戸(その中三戸は兼業農家、二戸小作)
- 一―二町 四戸(その中一戸兼業、二戸自作)

二町以上 五戸(その中一戸は小作)である。

一町未満の五戸の農家と一―二町層の最下位の農家とを除いては馬が入つており、又どの農家も五羽乃至一五羽程度の鶏を飼つてゐる。

作物は水稻を主とする。畑作物は麥類、いも類、そさい類等であるが、わずかばかり供出する以外は専ら自給で、畑作物の販賣はきわめて少い。二町以上の層に屬する三戸の農家は煙草を作つてゐる(一反二戸、五畝一戸)。

部落全體の供出總額は四三六、一二一圓(従つて一戸平均三一、〇八〇圓)で、その中米の割合が八七%、煙草が八%をしめる。

こう云う部落の農家である。いずれも水稻作中心の農家なので、以下においては、この一四戸をその稻作面積により、二町以上層(四戸、Aと呼ぶ)、一―五町層(三戸、Bと呼ぶ)、五反一町層(五戸、Cと呼ぶ)、五反未満層(二戸、Dと呼ぶ)の四グループに分け、各階層に屬する農家の一戸當り平均についてその間の相異を比較検討することとする。

(2) 各グループ別に一戸當り供出額を算出するに第七表の如く、A六六、四〇〇圓、Bは凡そその半分の三三、六〇〇圓、Cは更に下つて一三、四〇〇圓、Dはわずか一二、〇〇圓足らずである。供出額中、米の割合はA八九%、B七八%、C九五%、D六二%である。煙草はAに屬する農家に二戸、Bに屬する農家に一戸で、Aでは總供出額の七%(四、九四〇圓)、Bでは一四%(四、五九

三圖)をしめる。煙草のように現金収入の多いことが確實に分つていても小さい農家では耕地の労働の關係からとり入れ得ないのである。

第7表 農家一戸當り耕地面積及び供出額

グループ	家族数			合計	供出金額	現金収入 (現金収入額 + 米供出額)
	田	畑	計			
A	100	33.3	133.3	6,400	1,000	1,000
B	73	21.9	94.9	3,600	600	600
C	56	16.9	72.9	3,400	2,800	2,800
D	40	12.7	52.7	1,600	700	700

米の供出金額を水田面積で割り水田一反歩當りの供出額をみると、A二、六六一圓、B二、二〇〇圓、C一、八五七圓、D一八五圓と遞減する。これは水田耕作面積の小さい農家ほど保有米の比重が増し、供出量が減するためであつて(第八表参照)、A、B、Cとその間に凡そ四〇〇圓づつの開きを生じている。Dにおいては農業所得は殆ど皆無と言つてもよく、第二種農業の飯米農家である。

次に間収入を推定することとする。畑作物も甘藷、デッドコーンには間買が見られるようであるが、額にして小さいので、ここでは米についてのみ考へる。米の検見豫想収量を實収量と見なし(實収量は検見量よりも幾分多いのが普通である)、各グループ

所得税と農村・農家経済

別に一戸當りの米の配分關係をみると第八表のとおりである。

第8表 農家一戸當り米の配分關係

グループ	實収量	保有量	供出量	その他
A	119.9 (100.0)	27.7 (23.1)	6.9 (5.8)	2.3 (1.9)
B	100.0 (100.0)	30.0 (30.0)	5.0 (5.0)	3.0 (3.0)
C	100.0 (100.0)	4.0 (4.0)	7.0 (7.0)	1.0 (1.0)
D	100.0 (100.0)	9.0 (9.0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)

反當収量はDが四・一俵で低いが、A、B、Cいずれも五・四俵で相異が見られない。保有米は部落の査定であるが、Dを除いていずれも家族員一人當り三俵近くが確保されている。Dは實収量だけでは飯米を充たすにも足りない。それでいて一俵供出させられている。A、B、C、Dの順に保有量の割合は増加し、供出量の割合は減少する。水田面積七反のC群においても供出量の割合は全収量の約半分にすぎない。

「その他」の欄の量は物交用、労働報酬用、來客用、間買に至る部分であつて、もちろん、絕對量では大きい農家ほど多いが、割合ではB一三%、A一%、C一〇%でBがAより多い。この量の中その略々六〇%、即ちA八俵、B五俵、C二俵が現金

獲得のために闇賣されると假定すれば、一俵五、〇〇〇圓としてA四萬圓、B二萬五千圓、C一萬圓の収入となる。之を夫々水田面積で除せばA一、八〇〇圓、B二、二〇〇圓、C一、四五〇圓の反當り闇収入がでる。前記のように反當り供出金額ではAが最も多いが闇収入ではBが最も多い。こうしたところに現在における農家の所得形成の複雑性がひそみ、所得額査定に困難があるように思う。しかしそうした闇利得をも推定し各農家別に課税所得額を指示することはもちろんいかなる税務機關といえども不可能である。不可能なればやめればよいのであるが、それは財政收入の確保のためにできない。そこですべての農家が等しく闇賣をするものとみて（もちろん闇米を喰わない都市生活者がいないように、何らかの形で闇賣しない農家もないであろう。ただその量は、この調査にも見られるように、階層により甚だしく異なるのである。）どの農家にも一様に反當り二、七〇〇圓と云うような等額の課税所得額を指示する結果、かえつて照平等を生じ着農の不平等を誘致することとなるのである。

この闇収入をも加算すると、農家の現金粗収入は第六表最下欄の如く、A一〇六、四三四圓、B五八、六三三圓、C二三、四三〇圓、D一、一六九圓となる。

(3) 一方所得税の方はどうか。

この村における税務署の指示は水田反當り二、七〇〇圓、畑反當り三、二〇〇圓、煙草畑六、〇〇〇圓（小作田はこれより一〇〇圓引、小作畑は二二圓引）の基準により課税所得額を計算し税額

を決定しなさいとのことで、之に則して第四期所得税を納めた農家では三月に入つての更正決定をうけなかつたが、自分勝手に計算した農家では、たとえそれが正當なものであつても、更正決定通知書を受けて追徴されている。よつてここでは税務署の算定をもととして、各農家の一年間の所得額及び税額を算出することとする（従つて小作料収入或は兼業収入による所得税額は含まれていない。）。

先ず所得税算出の基礎である課税所得額をみるに第九表のとおりである。

課税所得額はいづれの層においても供出額をこえている。これは殆ど現金収入を生じない自給畑にも、水田より反當り五〇〇圓多い所得額が見續られているためである。

第9表 農家一戸當り所得額及びその供出

額・總収入に對する割合

D	C	B	A	1 グ ブル			
				課税所得額	(1)の供出額に對する割合	(1)の總收入に對する割合	總收入より(1)をひいた額
一、四四〇	三、六六〇	四、八七〇	七、六二五	二、七〇〇	二七・七	三三・三	四、九二五
一、六六〇	二、八八〇	三、一六〇	五、八六〇	二、七〇〇	二八・二	二五・七	三、一六〇
一、六六〇	二、八八〇	三、一六〇	五、八六〇	二、七〇〇	二八・二	二五・七	三、一六〇
一、六六〇	二、八八〇	三、一六〇	五、八六〇	二、七〇〇	二八・二	二五・七	三、一六〇

B、Cの順に一・二倍、一・四倍、二・二倍と大きくなり、飯米農

第10表 農家一戸當り所得税額

D	C	B	A	グループ			
				扶養者控 除前の所得税額(a)	扶養者控 除後の所得税額(b)	(a)の供 出額に對する割合	(b)の供 出額に對する割合
三、二〇〇	六、三三三	三、八七五	六、三三三	一、〇〇〇	四、八七五	三三	七七
				二七	二七	三三	三三
				二七	二七	三三	三三
				一五	一五	三三	三三
				一五	一五	三三	三三

家群たるDにおいては一七倍近くになる。之は稲作面積の小さい農家ほど自家保有米が多く供出米が少くなるに對し、所得税算定の基地所得は同一町村であれば、經營地面積の差も耕地の良悪も無視されて同一額なるためである。ともかく供出額を基準にする、この課税所得額は不當に大きく、閥所得をも算入していることは明かであるが、それが徴税の便宜上極めて劃一的で、飯米農家であろうが大農であろうが、水田裏作をする農家であろうがなからうが、また畑作物の閥賣をしうるほどの面積をもつ農家であろうが菜園程度にすぎない農家であろうが、すべて一様に、課税所得の算定を半ば強いるところに問題があると考えられる。

次に閥收入を加えた現金粗收入に對する課税所得額の割合をみるに、A七三%、B七八%である。即ちA、Bでは現金粗收入の二七%及び二二%、額にしてA二八、八二〇圓(反當り一、〇六〇圓)、B一二、八二〇圓(反當り八二〇圓)が、經營用品の購入にあてられてよいことになる。参考のために昭和二二年度の肥料金額を最下欄に掲げたが、肥料は大體配給だけで間に合せているとのことであるから、これから推して閥賣收入を加えれば、A、Bでは課税所得額はかなり餘裕をもつものと思われる。しかしC、Dでは閥收入を加えても課税所得に及ばない。

(4) 次に所得税額をみるに第一〇表のとおりである。

比較の便宜のため、扶養家族控除税額を差引く前の税額を算出するに、第一欄の如く一戸當りAは二八、三六七圓、Bは二一、八八七圓、Cは六、三四三圓、飯米農家でさへ三、二四〇圓となる。

Dにおいては税の方が農業總收入よりも多い。しかしこの群に屬する二戸の農家は、一は農學校の教官、一は自轉車修繕業を本業とする第二種營業農家であるから、農業所得及びその税のみを取出すことは餘り意味がない。依つて以下の考察ではこのDを除くことにする。たゞこの層のように飯米のための耕地についても一反步當り五九一圓の所得税が課せられていることを注意したい。

所得税の供出額に對する割合はA四三%、B三八%、C四七%であつてCが最も多く、農産物を供出して得た金額の半ば近くを所得税として再供出していることになる。Bの方がAよりも税の割合の少いのは(前に見たように課税所得額の供出額に對する割合においてはBの方がAよりも大きいに拘わらず)、小刻みに累進してゆく税率の關係で、相對的にはBが最も有利なのである。

耕地一反步當り税額はA一、〇三九圓、B八二二圓、C六二二

圖である。供出額より税額を差引き、之を耕地面積で割つて一反歩當りの税引き供出額をみるに、A一、三九四圓、B一、三二一圓、C六九四圓でA、Bは殆ど差がなく、Cは略々その半分にすぎない。

間收入をも加えた現金總收入に對する所得税の割合はA二七%、B二二%、C二七%で税負担はBが最も輕くA、Cは同じ割合である。反當りの税引現金收入はA二、八五九圓、B二、九一四圓、C一、六七五圓でB、A、Cの順になる。

扶養家族一人に付き三六〇圓を差引いた純所得税額は第九表第一欄に示す如くであり、その供出額に對する割合はA三九%、B三四%、C三六%、その現金總收入に對する割合はA二四%、B二二%、C二二%である。扶養家族員数は各農家によりまちまちであるから扶養家族控除後の所得税を階層別に比較しても意味が少いが、これより農家所得税額の供出額に對する割合は凡そ三五一四〇%、その總收入に對する割合は二〇二五%であると推定し得る。これは村全體の場合と略々一致する。

五、結 び

上來、さ々やかな調査より種々のことを見て來た。そしてこの村における農家の所得税額は階層により若干の相異はあるが、平均して現金總收入の凡そ二〇一二五%であることを知つた。之を第一一表の農林省「農家經濟調査」による従前の租税公課負擔割合と對照するとき、その負擔割合の格段に高くなつてゐることが

分る（この調査では所得でなくて現金租收入であり、公租公課でなくてたゞ所得税のみであることに注意）。

第11表 農家の公租公課負擔割合

年次	農家所得		租 税			公課		總額	所得に對する負擔割合
	所得	國稅	縣稅	市町村稅	小計	公課	總額		
昭和九	七三	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一〇	八八	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一一	九三	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一二	一〇八	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一三	一二二	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一四	一六八	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一五	一八六	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一六	二七〇	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一七	二七九	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一八	二四二	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
一九	二九七	五	五	三	一三	三	一六	八	二一
二〇	四四三	五	五	三	一三	三	一六	八	二一

（備考）この表は「農業技術」二の七所載、上瀧ミノト氏稿「農家所得税の實狀と見直し」より引用した。この論稿は二一年度の乙種事業所得税を批判し將來の見直しを與えたものであるが、その洞察は鋭く、本年の所得税にそのまゝあては

まる。

しかし之を以て本年の所得税は過重であると直ちに結論することは許されない。けたしインフレーションとか租税とか云うように國民經濟或は財政に關連する事柄を究明するときには、農業或は農家と云うミクロコスモスに關照して過去と比べてのみ「景氣がよいとか悪いとか」「税が高いとか低いとか」を論ずることは誤りであり、國民經濟上にしめる農業の地位を規定してはじめて正しく論じられようから。従つて、ここではその高低を論ずることを差控へ、最後に前記A、B、Cの三グループについて、所得税を納めて後の生活費を推測してみよう。

經營費を現金粗収入の二〇%と假定し、現金總収入より經營費、所得税を差引き、之を大難把に現金家計費とみて家族員一人當りの生活費を算出するに第一二表のとおりである。

即ちメノコ算で家族員一人當り、一ヶ月平均の現金生活費はA五〇〇圓、B四〇〇圓、C二〇〇圓となる。

第12表 農家一戸當りの生活費

グループ		ブルグ		ブルグ	
C	B	A	現金	經營費	所得税
			總収入	總収入	總収入
三、四〇〇	五、六〇〇	一〇、四〇〇	二、二六六	二、二六六	二、二六六
四、六六六	二、九六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六
四、六七二	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六	二、二六六
二、八七三	三、三〇〇	五、六二一	二、八七三	二、八七三	二、八七三
二、四七九	四、九七五	五、六二一	二、四七九	二、四七九	二、四七九

所得税と農村・農家經濟

これらの農家は主食といふ豆、さい類鶏卵は確保しているのであるが、それでもこのインフレーション下に、一人一ヶ月二〇〇圓（前表一人當年間家計費より概算）では生活は相當苦しいであらう。耕地面積一町歩（水田七反）のCにおいてそうであるとするれば、この所得税が農家經濟において有する意味は、決して經濟的弱者保護と云うその本来の目的にそつものとは考えられない。このことは基礎控除額について再検討の必要あることを示す。現行の四、八〇〇圓では田一反二畝、畑五畝をもつにすぎない。之で農家の最低生活が保證され得ようか。Bは四〇〇圓、Aは五〇〇圓の一人一ヶ月の生活費であつて、決して餘裕あるものとは考えられない。之は七萬乃至九萬圓の所得に對してすでにその五七%（控除額一三、一五〇圓）が税となるような累進税率のためであらう。累進税率は、本来、財産所得や高額所得に適用されて過度の蓄積を妨げる作用をするものであるが、それが強度の統制下にある水稻作を基幹生産部門とし、従つて低額所得の支配的な農家に適用されるときには、本来の意味とは全く異つて收奪作用を發揮し、農家の供出意欲、勤勞意欲を殺ぐに至るのである。

しかし基礎控除額にしろ、累進税率にしろ、それは所得税制一般の問題であつて本報告の域をこえるものである。ここでは所得税の一農村における實狀の一斑を素描したにとどまる。（一九四八、四、五）本所委託研究報告・宇都宮農林專門學校教授）